







## 随意契約理由書

件名	市立豊中病院医療ガス設備整備工事
契約の相手方	株式会社 エフエスユニ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、経年劣化している医療ガス設備の整備を行うものです。 当該設備は、株式会社 エフエスユニの固有の技術に基づいて設計 製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備 とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場 合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在 が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	



## 随意契約理由書

件名	市立豊中病院空調自動制御設備整備工事（6期工事）
契約の相手方	日本電技株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、経年劣化している空調自動制御設備の整備を行うものです。</p> <p>当該設備は日本電技株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設設備の使用に際し、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	



## 随意契約理由書

件名	市立豊中病院排水処理設備整備工事
契約の相手方	アールパス技研工業 株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、経年劣化している排水処理設備の整備を行うものです。 当該設備はアールパス技研株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設設備の使用に際し、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	



## 随意契約理由書

件名	豊中市立原田小学校エレベーター設置追加工事
契約の相手方	東周建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>本工事は、原田小学校エレベーター設置工事に伴う給排水衛生設備工事を行うものです。</p> <p>本工事については、第一回目の入札から入札参加資格において地域制限を外し、「豊中市立原田小学校エレベーター設置給排水衛生設備工事」として一般競争入札を二回実施しましたが、有効な入札書がなかったこと、現在同工事の建築工事の契約受注者に履行させることで工期の短縮、経費の節減が確保できることから、東周建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	



## 随意契約理由書

件名	豊中市立高川小学校体育館トイレ内装改修工事
契約の相手方	東周建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	<p>本工事は、高川小学校の体育館トイレ内装改修工事を行うもので、市として利用環境の早期改善を図るため、令和7年度中に市内全小中学校トイレの改修完了を目指していることから、今年度中に工事を完了させる必要があります。</p> <p>本工事については、「豊中市立高川小学校外1校体育館トイレ内装改修工事」として一般競争入札を1回、「豊中市立高川小学校体育館トイレ内装改修工事」として一般競争入札を1回実施しましたが、有効な入札書がなかったことから、入札への応札状況及び現時点での手持ち工事を総合的に勘案して契約相手方を選定し、受注することに同意が得られた東周建設株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	